

総社市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市議会議長 剣 持 堅 吾

総社市議会規則第1号

総社市議会会議規則の一部を改正する規則

総社市議会会議規則（平成17年総社市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあっては、14週間前）の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></u></p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から<u>午後5時</u>までとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(欠席の届出)</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></u></p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から<u>午後4時</u>までとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(欠席の届出)</p>

改正後	改正前
<p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあっては、14週間前）の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び</u>請願者の住所を記載し、請願者が<u>署名又は記名押印</u>をしなければならない。</p> <p><u>2 請願者が法人の場合における前項の規定の適用については、同項中「及び請願者の住所」とあるのは「並びに法人の名称及び所在地」と、「請願者が」とあるのは「当該法人の代表者が」とする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>4 略</p>	<p>第91条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、請願者が<u>押印</u>をしなければならない。</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。